



2000年NPT運用検討会議に向けて

重要性、実質事項および採択されるべき文書

戸崎 洋史

(財)日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター研究員補

1 はじめに

1968年に署名のために開放され、1970年に効力が発生した核不拡散条約(NPT)は、現在までに187の締約国を有し、核不拡散体制の基礎をなしてきた。

NPTの下では、締約国が核兵器国(nuclear-weapon states)と非核兵器国(non-nuclear-weapon states)とに分けられ、核兵器国は核兵器を保有する権利を有しているのに対して、非核兵器国は核兵器の保有が禁止されている。条約交渉時、非核兵器国は不均衡な義務を課す条約を無条件かつ無期限に受諾することに懸念を表明した。その結果、NPTには、核兵器国と非核兵器国の義務の不均衡を緩和することを目的として、「核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき...誠実に交渉を行うこと(第6条)」、「前文の目的の実現及びこの条約の規定の遵守を確保するようにこの条約の運用を検討するため、この条約の効力発生の5年後に...締約国の会議を開催」し、「その後5年ごとに、締約国の過半数が寄託国政府に提案する場合には...更に会議を開催する(第8条3項)」こと、ならびに「この条約の効力発生の25年後に、条約が無期限に効力を有するか追加の一定期間延長されるかを決定するため、会議を開催する(第10条2項)」ことが定められた。

1975年から1990年までに4回の運用検討会議(Review Conference)⁽¹⁾が行われた後、1995年に運用検討・延長会議が開催され、そこで「決定3:NPTの延長⁽²⁾」が採択されたことにより、条約の無期限延長が決定された。NPT無期限延長後初めての運用検討会議は、2000年4月24日から5月19日までニューヨークで開催される。

本稿では、第一に、2000年NPT運用検討会議の重要性に関して、強化された運用検討プロセス、ならびにNPTおよび核不拡散体制を巡る情勢という2つの観点から考察する。第二に、運用検討会議に先立って行われた準備委員会(Preparatory Committee)に関して概観する。第三に、運用検討会議において主要な論点となる実質問題である核軍縮および普遍性の問題について検討する。第四に、運用検討会議における文書の採択に関して考察する。

2 2000年運用検討会議の重要性

(1) 強化された運用検討プロセス

NPTの発効と同時に核不拡散義務が機能するのに対して、核軍縮義務の履行は漸進的であることから、条約に運用検討会議の開催が規定された主要な目的は、核兵器国による核軍縮義務の履行状況を定期的に確認することであった⁽³⁾。また、これまでの

運用検討会議は、NPTの最終的な期限の決定と密接に関連していた。核兵器国はNPT交渉時から一貫して無期限の条約にするよう望んでいたが、運用検討会議を通じて非核兵器国がNPTの主要な義務、とりわけ核兵器国による核軍縮義務の履行が不十分であると考えれば、NPTの無期限延長は確保されない可能性があった。

運用検討・延長会議では、「NPT無期限延長」とともに、「決定1：条約の運用検討プロセスの強化⁽⁴⁾」および「決定2：核不拡散および核軍縮のための原則および目標⁽⁵⁾」（以下、「原則および目標」）という3つの決定がパッケージとして無投票で採択された。またこれらの決定に加えて、「中東に関する決議⁽⁶⁾」が採択された。このうち、「条約の運用検討プロセスの強化」と「原則および目標」は、NPTの無期限延長により核兵器国に核軍縮義務の履行を求めるレバレッジを失うのではないかという非核兵器国の懸念を緩和し、無期限延長後も核兵器国に核軍縮義務の履行を求め、これを定期的にレビューするために、いわば無期限延長の対価として採択されたものであった（「中東に関する決議」については後述）。

「条約の運用検討プロセスの強化」の下で行われる運用検討会議がこれまでの運用検討会議と異なっているのは、第一に、これまでは締約国の要請により開催されていた運用検討会議が、今後は5年ごとに自動的に開催されることになったことである。第二に、これまでの運用検討会議では過去5年間の条約の履行状況が議論されていたが、強化された運用検討プロセスの下で行われる運用検討会議では、これに加えて、「将来においてさらに進展が図られるべき分野および手段を明らかにする⁽⁷⁾」こと、ならびに「条約の履行を強化し、条約の普遍性を達成するために、とくに何をなし得るかについても検討すること⁽⁸⁾」となったことである。第三に、後述するように、運用検討会議に先立って行われる準備委員

会にも新たなマンデートが加えられたことである。

2000年運用検討会議は、NPTが無期限延長され、運用検討プロセスが強化された後に行われる最初の会議である。そこでは、締約国による条約義務の履行状況がレビューされるとともに、NPTおよび核不拡散体制が一層強化されるための提言を行うことが期待されている。加えて、この会議の成否は、強化された運用検討プロセスが機能したか、ならびに無期限延長されたNPTの下でもNPTおよび核不拡散体制の維持および強化が可能であるか否かという考慮に大きな影響を与えることになるとと思われる。

（2）NPTおよび核不拡散体制を巡る情勢

1995年にNPTが無期限延長され、1996年に包括的核実験禁止条約（CTBT）が成立した1990年代半ば以降、NPTおよび核不拡散体制は様々な挑戦に直面してきた。その最も深刻な挑戦の1つが、1998年5月のインドおよびパキスタンによる核実験の実施と核兵器保有の公表であり、NPTおよび核不拡散体制の根幹を揺るがしている。核不拡散の側面では、イラクおよび北朝鮮の核兵器開発問題がいまだに解決に至っておらず、また両国を含めて核兵器の一層の拡散あるいは拡散の連鎖が懸念されている。

核軍縮に関しては、米露間の第二次戦略兵器削減条約（START条約）はロシアが批准しておらず発効していないが、ロシアが批准していない理由の1つは、米国が計画している国家ミサイル防衛（NMD）に反対しているためである。また米国のNMD計画に対しては、中国が反対し、北大西洋条約機構（NATO）の同盟国も懸念を表している。ジュネーブ軍縮会議（CD）では、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の実質的な交渉が進展していない。これは、中国が宇宙における軍備競争の防止を並行して交渉するよう要求し、米国がこれに反

対していること、ならびに非同盟諸国が核軍縮と並行して交渉を行うよう求め、これに中国を除く4核兵器国が消極的であることからである。1999年10月には、米国上院がCTBT批准を否決し、CTBTの発効が一層困難になっている。

核不拡散および核軍縮を巡るネガティブなトレンドを逆転させることを目的として、様々な措置が提案されてきた⁽⁹⁾。しかしながら、2000年運用検討会議までに好ましい動きが起こる可能性は低く、会議の成否に対しては悲観的な見方が少なくない。

NPTの主要な義務が履行されなければ、NPTおよび核不拡散体制への不満から非核兵器国がNPTから脱退すること、ならびにその中には核兵器国が核軍縮義務を誠実に履行していないことを口実に核兵器の保有を模索する非核兵器国がありうることが懸念されている⁽¹⁰⁾。もちろん、2000年運用検討会議が失敗に終わったとしても、NPTから脱退する非核兵器国は核兵器の取得を模索しているのではないかと疑われること、近隣諸国が核兵器を取得しないというNPTから得られる利益を失いかねないことに加えて、NPTは核兵器国に核軍縮義務を課す唯一の条約であることから、非核兵器国がNPTに留まることは自国の利益に合致するため、非核兵器国がNPTから直ちに脱退する可能性は低いと思われる。しかしながら、中長期的にみれば、核不拡散義務および核軍縮義務の履行が進まず、また今後の運用検討会議が失敗を繰り返せば、NPTおよび核不拡散体制への信頼が低下し、非核兵器国によるNPT脱退のみならず、多くの国に核兵器が拡散する可能性もある。

NPTおよび核不拡散体制を巡る情勢が非常に悪い中で開催される2000年運用検討会議が成功裡に、もしくは一定の満足感を持って終了するためには、ネガティブな状況を好転させるために今後実施されるべき具体的な措置に関して合意される必要がある。

これは、NPTおよび核不拡散体制の維持および強化に資するものである。その意味でも2000年運用検討会議は重要な会議であるといえる。

3 2000年運用検討会議のための準備委員会

「条約の運用検討プロセスの強化」の下では、運用検討会議に先立って行われる準備委員会についても強化され、運用検討会議に先立つ3年間、毎年10日間の準備委員会を開催すること、その準備委員会では、運用検討会議のための手続的な準備に加えて、「条約の完全な履行と普遍性を促進するための原則、目標および方法を検討し、運用検討会議に対してそれらに関する勧告を行うこと⁽¹¹⁾」となった。

2000年運用検討会議に向けて、1997年、1998年および1999年に準備委員会が開催された。1999年の準備委員会では最終報告⁽¹²⁾がまとめられ、運用検討会議への勧告として、手続き規則案(draft rules of procedure) 議題、主要委員会への実質事項の割り当てなどといった手続き事項に関してはコンセンサスが成立した。他方、実質事項に関しては、5月14日および5月20日に議長作業文書が提出され、協議が重ねられた。しかしながら、核軍縮および中東問題で締約国間の意見の対立が解消されず、運用検討会議への勧告について合意することはできなかった⁽¹³⁾。これは、準備委員会に与えられたマンデートが実施できなかったことを意味するが、とりわけ実質事項に関する文書の採択には締約国の妥協が不可欠であり、準備委員会ではなく運用検討会議でなければ各国はそのような妥協を行わないことを考えると、これをもって準備委員会が完全な失敗であったと判断することはできない⁽¹⁴⁾。

準備委員会は、実質事項の議論に関して全く機能しなかったわけではない。運用検討会議に先立つ3年間の毎年、準備委員会で実質事項が議論されたことにより、各国がNPTおよび核不拡散体制を巡る

諸問題について率直に意見を述べる機会が増えただけでなく、運用検討会議で焦点が当てられるべき問題が明確にされた。準備委員会は、運用検討会議における議論の基礎を形成するという重要な役割を果たしたといえる。

4 運用検討会議における実質事項の主要な論点

運用検討会議では、NPTの前文および条文のすべてがレビューの対象となる。実質事項は3つの主要委員会に割り当てられ、主要委員会では核不拡散、核軍縮および積極的・消極的安全保障が、主要委員会では保障措置および非核兵器地帯が、主要委員会では原子力の平和利用が、それぞれ議論される。準備委員会において実質事項に関する意見の対立が激しかったのは核軍縮および中東問題であり、これらの問題は運用検討会議でもその成否を左右するであろう。加えて、印パによる核実験および核兵器保有の公表は、両国はNPT締約国ではないが、NPTおよび核不拡散体制の危機を深刻にさせた問題であり、運用検討会議でも言及されるべきである。

(1) 核軍縮

1995年以降、CTBTの成立に加えて、核軍縮に関して一定の進展があった。米露は、START条約の履行を進め、運搬手段および核弾頭の解体を継続するとともに、解体された核弾頭から生じる核分裂性物質の管理についても一定の協力を行っている。また米国を中心とする西側諸国は、核兵器および運搬手段の廃棄に関する旧ソ連諸国への協力的脅威削減計画を行っている。英国およびフランスは、核戦力の削減、ならびに核分裂性物質の透明性の向上などに関する一方的措置を実施した。

しかしながら、前述のように、核軍縮の重要な問題が進展していないことも事実であり、多くの非核兵器国は、核兵器国による核軍縮義務の履行が不十

分であると考えている。これまでは非同盟諸国が時限付き核軍縮を求めて核兵器国に対立的なアプローチをとってきたが⁽¹⁵⁾、これに加えて、1998年に発足した新アジェンダ連合(New Agenda Coalition)は、非同盟諸国よりは現実的ながらも、核兵器国に対して迅速かつ完全な核兵器の廃絶を求めている⁽¹⁶⁾。また日本を含む西側非核兵器国も、核兵器の廃絶に向けて現実的な措置をとるよう求めている⁽¹⁷⁾。核兵器国が運用検討会議において核軍縮の議論に消極的な態度を示せば、核兵器国に対して対立的なアプローチをとっている非同盟諸国および新アジェンダ連合は、一層強く反発するであろう。

また米国のNMDに関しては、ロシア、中国およびフランスなどが反対しており、1999年の国連総会でも対立した⁽¹⁸⁾。この問題は運用検討会議でも取り上げられるであろうが、再び激しく対立すれば、核軍縮の推進に関する核兵器国間の一致した対応は困難になるであろう。米国がNMD問題に関して強硬な姿勢をとれば、非核兵器国は、NPTおよび核不拡散体制に対する米国の関心に対して疑念を持つことにもつながりかねない。

運用検討会議までに、核軍縮について停滞した雰囲気を変えようとする劇的な成果が生まれる可能性は低い。このため、運用検討会議が成功するためには、核軍縮に関する建設的な議論が行われること、ならびに核軍縮の促進に向けた現実的かつ具体的な措置の実施が確認されることが必要である。

核兵器国は、核軍縮義務の誠実な履行の再確認、ならびに具体的な措置の実施の約束を行うべきである。またNMD問題については、米国が関係諸国、とりわけロシアとの協議を積み重ねた上でその配備に関して決定するという方針を改めて明確にすることで、NMDに反対している国の懸念を緩和できると思われる。他方、非核兵器国、とりわけ非同盟諸国および新アジェンダ連合は、核兵器国に対する過

度に対立的なアプローチ、あるいは時限付き核軍縮などの核兵器国が全く受け入れられないような要求を続けることが、核兵器国の態度を硬化させるだけで有益ではなく、建設的な議論を妨げる可能性があることを認識すべきである。

東京フォーラム報告書では、核軍縮に関して、米露間核兵器削減プロセスを再活性化させ、配備される戦略核弾頭数を1,000発まで削減することについて早期に交渉を開始し成立させること、非戦略核兵器の軍縮を進めること、即時警戒態勢を解除すること、核政策、核ドクトリンおよび核兵器の規模について透明性を高めること、CTBTの批准を促進すること、FMCTを早期に成立させること、ならびにNMDに関しては慎重に判断することなどを提言している⁽¹⁹⁾。これらの提言は、運用検討会議でも検討されるべきである。

また準備委員会では、運用検討会議における核軍縮に関する補助機関の設置が提案された。核軍縮は最も重要な問題の1つであるにもかかわらず、これが取り扱われる主要委員会には他にも重要な問題が含まれており、十分な議論の時間は得られないであろう。米国はこの提案に消極的であるが、核軍縮に関する議論の時間を増やすとともに、核兵器国の不満を緩和するという意味からも、核軍縮に関する補助機関が設置されるべきである。

(2) NPTの普遍性

NPTの普遍性の確保は優先事項の1つであり、NPT未締約国、とりわけ核兵器能力を保有するインド、パキスタンおよびイスラエルによる条約加入が重要である。

インドおよびパキスタンに対しては、運用検討会議において、両国をNPT上の核兵器国とは認めないこと、ならびに引き続き両国に非核兵器国としてNPTに加入するよう求めることという原則を保持

するとともに、核実験の停止、CTBTの署名および批准、両国間の対話および緊張緩和、核兵器開発の停止、核兵器配備の抑制、ならびに輸出管理の厳格化などを求めた国連安保理決議1172⁽²⁰⁾を履行するよう求めるべきである。

他方、中東問題は、核軍縮と同様に、もしくはそれ以上に、運用検討会議の成否に重大な影響を与えると考えられている⁽²¹⁾。

エジプトをはじめとするアラブ諸国は、「中東に関する決議」が無期限延長決定のパッケージに含まれると考え、運用検討プロセスでこの決議の履行状況、とくにイスラエルの核問題を取り上げるよう求めてきた。これに対して、イスラエルと関係の深い米国は、1998年の準備委員会において、「中東に関する決議」は無期限延長決定のパッケージには含まれないとの立場をとり、また運用検討プロセスでは条約に基づいて議論されるべきであるとし、地域の問題である中東問題および「中東に関する決議」が運用検討プロセスで取り扱われるのは適切ではないと主張してきた⁽²²⁾。

「中東に関する決議」は、運用検討・延長会議において、無期限延長に反対していたエジプトなどアラブ諸国が無期限延長に同意するよう、いわば妥協策として採択された。この決議は、厳密には無期限延長に関連する決定のパッケージには含まれない。しかしながら、この決議がなければ無投票の無期限延長の決定は達成されなかったかもしれないということを見ると、広い意味では「中東に関する決議」も無期限延長決定のパッケージに含まれるといえる。

米国と主要なアラブ諸国は、1999年の準備委員会に先立ってこの問題に関して協議し、「中東に関する決議」で示された目標は有効であること、ならびに中東問題も運用検討プロセスで議論されるのに適切な問題であることなどについて合意した⁽²³⁾。また1999年の準備委員会でもまとめられた最終報告には、

運用検討会議における議論の対象に「中東に関する決議」も含まれた。これは、運用検討会議に向けた好ましい動きといえる。しかしながら、NPTおよび運用検討会議におけるアラブ諸国の態度は「中東に関する決議」の履行状況に大きく影響されると考えられることから⁽²⁴⁾、イスラエルの核問題が解決されない中で、運用検討会議において米国とアラブ諸国が再び中東問題を巡って対立すれば、アラブ諸国が核軍縮など他の問題でもより強硬な態度をとることが予想される。

NPTの普遍性の確保は、運用検討会議で議論される重要な問題であり、印パのみならずイスラエルに対しても、NPTへの加入が強く求められるべきである。また中東は、核兵器の一層の拡散が懸念される地域であることから、その核問題の解決に向けて議論されることは、NPTおよび核不拡散体制の維持および強化という観点からも必要である。他方で、イスラエルが核兵器能力を放棄し、非核兵器国としてNPTに加入するためには、地域における包括的な和平の達成が不可欠であるが、中東和平の問題は運用検討会議における議論の範囲を超えている。米国は、中東問題、とりわけイスラエルの核問題が運用検討会議で議論されることを拒絶せず、他方でアラブ諸国は、NPTおよび運用検討会議の議論の対象を超える問題を過度に持ち出さないようにし、運用検討会議において中東問題に関するバランスのとれた議論が行われることが求められる。

5 運用検討会議における文書の採択

運用検討会議において採択されるべき文書としては、最終宣言など運用検討期間内の条約の履行状況に関する文書、ならびに「原則および目標」のような将来において進展が図られるべき分野および手段に関する文書があげられている⁽²⁵⁾。

これまで、運用検討会議の成否の基準は、最終宣

言、あるいはこれに準ずるようなコンセンサス文書が採択されたか否かであるとされてきた⁽²⁶⁾。しかしながら、1980年および1990年には最終宣言が採択できず、1995年には3つの決定および「中東に関する決議」は採択されたが、最終宣言の採択には至らなかった。

最終宣言、または条約の履行状況に関するコンセンサス文書の採択が困難な背景には、条約の履行状況に関する各国の見方が大きく異なっていることがあげられる。これは、核軍縮に関して顕著であり、核兵器国は核軍縮について進展があったことを強調してきたのに対して、非核兵器国は核軍縮の進展のペースに不満を示してきた。2000年運用検討会議においてもこの状況は変わらず、このような文書のコンセンサスによる採択は容易ではないと思われる。

他方で、2000年版「原則および目標」については、コンセンサスで採択されるべきである。これは、1995年の「原則および目標」の全面的な改定、あるいは全く新しい文書の作成を意味するのではなく、NPTおよび核不拡散体制を取り巻く情勢の変化を踏まえて、今後実施されるべき措置および目標を新たに追加するというものである。

米国は、「コンセンサス文書が採択されたか否かによっては、2000年運用検討会議の成功を判断しない⁽²⁷⁾」という立場をとっている。しかしながら、運用検討会議の成功に向けた好ましい材料がほとんどない中で、コンセンサス文書が全く採択されないということになると、会議が完全に失敗してしまったとの印象を与えることになりかねない。核軍縮および核不拡散に関しては、課題が山積している。前述のように、今後実施されるべき現実的かつ具体的な措置および目標を締約国が一致して定めることは、運用検討会議を成功に導くということのみならず、運用検討会議の最も重要な目的であるNPTおよび核不拡散体制の強化にも資するものである。その意

味でも、運用検討会議において、1995年の「原則および目標」を基礎に、目標についてアップデートされた文書がコンセンサスで採択されるべきである。

6 おわりに

2000年運用検討会議は、NPTおよび核不拡散体制を巡る情勢が非常に悪い中で開催されるため、その成否については悲観的な見方が少なくない。運用検討会議の第一の目的は、NPTおよび核不拡散体制を維持し強化することである。この目的を達成するためにも、運用検討会議では、今後実施されるべき現実的かつ具体的な措置および目標に関して、締約国が一致して合意することが求められる。これを可能にするためにも、締約国間の意見の対立がとくに激しくなるであろう核軍縮および中東問題に関して、建設的な議論が行われることが望まれる。

注

(1) これまで「Review Conference」は「再検討会議」と表されていたが、「再検討」では条約本文の内容を再検討するという印象を与えるとの観点から、外務省では本年より、「運用検討会議」と表している。本稿でもこれに従い、「Review Conference」を「運用検討会議」と表す。また「review process」は、「運用検討プロセス」と表す。

(2) NPT/CONF.1995/32(Part I), Annex, Decision 3.

(3) Mitsuru Kurosawa, "Toward the 2000 Review Conference", *Osaka University Law Review*, Vol.47, No.1 (2000), pp.1-2.参照。

(4) NPT/CONF.1995/32(Part I), Annex, Decision 1.

(5) NPT/CONF.1995/32(Part I), Annex, Decision 2.

(6) NPT/CONF.1995/32(Part I), Annex, "Resolution on the Middle East".

(7) NPT/CONF.1995/32(Part I), Annex, Decision 1,

para.7.

(8) *Ibid.*

(9) 例えば以下を参照。核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム報告書『核の危険に直面して：21世紀への行動計画』日本国際問題研究所、1999年。

(10) William C. Potter, "The NPT under Siege: External and Internal Challenge", paper for the International Symposium on "The Nuclear Non-Proliferation Regime: In the Face of a Possible Renewed Nuclear Arms Race", Tokyo, Japan, 24 February 2000.参照。

(11) NPT/CONF.1995/32(Part I), Annex, Decision 1, para.4.

(12) NPT/CONF.2000/1 on 21 May 1999.

(13) 議長作業文書は、これに対する各国の提案とともに、最終報告に附属された。

(14) Ben Sanders, "Changes in the Security Environment, Regional Discord and Contention on the 1995 Agenda", *Disarmament Forum*, No.5 (2000), pp.26-27.参照。準備委員会の機能の改善が必要であるという提案に関しては以下を参照。Rebecca Johnson, "Ways to Bring the NPT Review Conference to a Satisfactory Conclusion", paper for the International Symposium on "The Nuclear Non-Proliferation Regime: In the Face of a Possible Renewed Nuclear Arms Race", Tokyo, Japan, 24 February 2000.

(15) 1999年の国連総会で非同盟諸国が提案した決議案「核軍縮」は、賛成104（中国）、反対41（フランス、米国、英国）、棄権17（ロシア）で採択された（A/RES/54/54P on 1 December 1999）。なお、この決議では、核兵器国による時限付き核軍縮は求められていない。

(16) 1999年の国連総会で新アジェンダ連合が提案した決議案「核兵器のない世界に向けて：新しいアジェン

ダの必要性」は、賛成111、反対13(フランス、ロシア、米 国、 英国)、棄権 39 (中国) で採択された (A/RES/54/54G on 1 December 1999)

(17) 1999年の国連総会で日本が提案した決議案「核兵器の究極的な廃絶を目標とする核軍縮」は、賛成153(米 国、英国)、反対0、棄権12(中国、フランス、ロシア) で採択された (A/RES/54/54D on 1 December 1999)、

(18) 1999年の国連総会でロシア、中国およびベラルーシが提案した決議案「対弾道ミサイル(A B M) 条約の保持および遵守」は、賛成80(中国、フランス、ロシア)、反対4(米 国)、棄権68(英国) で採択された (A/RES/54/54A on 1 December 1999)

(19) 東京フォーラム報告書『前掲書』、49-65頁。参照。

(20) S/RES/1172 on 6 June 1998.

(21) George Bunn, "The Nonproliferation Regime under Siege", *CISAC Working Paper*, Center for International Security and Cooperation, Stanford University, 1999 (September), p.12. 参照。

(22) Rebecca Johnson, "Reviewing the Non-Proliferation Treaty: Problems and Processes", *ACRONYM*, No.12 (September 1998), pp.8-9. 参照。

(23) "Statement by Norman A. Wulf, Representative of the United States of America to the Third Preparatory Committee for the 2000 NPT Review Conference", New York, 10 May 1999 (http://www.basicint.org/nuclear/prepcom99/99MidEast_US.htm).

(24) John Simpson, "The Preparatory Committees for the 2000 NPT Review Conference: Issues Regarding Substance", *PPNN Issue Review*, No.11 (March 1997), p.1.

(25) 1999年の準備委員会における日本の提案に関しては以下を参照。Akira Hayashi, Representative of Japan, "Expected Products of the 2000 Review Conference", statement at the Third Preparatory

Committee for the 2000 NPT Review Conference, New York, 10 May 1999 (<http://missions.itu.int/~japancd/Statemen/NP990510.htm>).

(26) Ben Sanders and John Simpson, "The NPT Review Conference in 2000: What Can It Realistically Seek to Achieve?", paper for the International Workshop on the Tough Challenges Facing Nuclear Non-Proliferation, Mosbjor, Norway, 10-12 December 1999. 参照。

(27) Norman A. Wulf, Representative of the United States of America, "Objectives and Work of the 2000 NPT Review Conference", statement at the Third Preparatory Committee for the 2000 NPT Review Conference, New York, 10 May 1999 (http://www.basicint.org/nuclear/prepcom99/99US_S_tatement.htm).

(財) 日本国際問題研究所

軍縮・不拡散促進センター

〒100-6011

東京都千代田区霞が関3 - 2 - 5

霞が関ビル11F

Tel: 03-3503-7558 Fax: 03-3503-7559

<http://www.ijjnet.or.jp/JIIA-CPDNP/>

©Center for the Promotion of Disarmament and Non-Proliferation, Japan Institute of International Affairs